

資料ページ	質問事項(1)
	施工体制台帳の提出時期について
【資料3】P13,15	<p>施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成し提出とありますが、台帳と名簿は同時に提出が必要ですか。名簿には「受入教育実施年月日」を記入する欄があり、これは現場に入る日に実施しています。受入教育後に施工体制台帳として作業員名簿も同時に提出となると、下請業者との契約工期開始後となり、提出時期が遅れますがよろしいでしょうか。又は施工体制台帳のみ下請業者との契約後速やかに提出し、作業員名簿は受入教育実施後に別途提出としてもよろしいでしょうか。</p>
回 答	
<p>作業員名簿については、施工体制台帳の一部(添付資料)となっていることから、原則、下請契約を締結したときは速やかにその両方を同時に提出する必要があります。その上で、記載事項等に変更があれば、その都度提出することとされておりますので、「受入教育実施年月日」が確定した時点で作業員名簿に記載し、再度提出していただくこととなります。</p> <p>しかしながら、受注者における資料作成の負担を考慮すれば、記載すべき年月日が確定した時点で速やかに提出することとし、作業員名簿については別途提出であってもやむを得ないと考えております。</p>	

資料ページ	質問事項(2)
	総合評価方式の技術者能力について
【資料1】(総合評価方式運用ガイドライン～運用編～令和2年7月P11)	<p>技術者能力(同種工事・類似工事の施工経験について) (5) 施工経験は、該当工事の全体の工期の1/2を超える期間、元請けの「監理技術者」「主任技術者」又は「現場代理人」として従事した者に限る。ただし工事中止期間は、全体工期に含めないものとする。とありますが、工事途中からの技術者配置の場合は、実際に施工している技術者ではない者が施工経験として認められる状況になる場合が出てきます。国の技術者の施工経験の確認はCORINS登録データで主たる工種の全期間に従事したことが確認できない場合は、従事したことが確認できる資料の写しを提出すること(主たる工種と全期間従事したことが分かる資料を提出すること*例えば実施工程表など)となっております。実際に施工経験のある者を能力として認めて頂けるような方法はありますか。</p>
回 答	
<p>本県では、総合評価落札方式で発注する工事のほとんどを、簡易Ⅱ型(技術的課題が特にない)で実施しています。ご意見のとおり、コリンズの情報だけでは確認しきれない部分はありますが、その確認を必要とする工事は少数と捉えています。</p> <p>また、国土交通省と同様の確認を行うためには、実施工程表等の提示を求めする必要があり、総合評価に係る資料の簡素化に逆行する対応となります。</p> <p>このような状況を考慮し、技術的課題を有する工事を対象として取り組む標準型、簡易Ⅰ型について、国土交通省と同様の資料提示について検討を進めていきたいと考えております。</p>	

資料ページ	質問事項(3)
	簡易Ⅱ型総合評価落札方式「地域精通企業評価型」について
【資料1】P10	簡易Ⅱ型総合評価落札方式に「地域精通企業評価型」の試行を導入するとありますが、今後簡易Ⅱ型は全て「地域精通企業評価型」に替わっていくのでしょうか。又は、今までの評価方法も並行していくのでしょうか。
回 答	
<p>「地域精通企業評価型」は企業の施工実績及び技術者の施工経験を「施工の有無」のみで評価するとともに、主たる営業所の所在地が工事箇所の所在市町村であることを加点点評価する方式であり、今年度、各総合支庁で数件ずつ試行する予定です。同方式は、これまでの評価方式を全て置き換えるものではなく、今後の実施件数につきましては、試行結果を基に検討してまいります。</p>	

資料ページ	質問事項(4)
回 答	